


所管部課	福祉部福祉推進課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱			
	について	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則		
	部課機関	福祉部障害福祉課		
1. 要旨				
<p>障害福祉サービス事業者等に対し指導監査を適正に行うため、「指定障害サービス事業者等の指導監査について」(国通知)に基づき、東大和市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容 指導監査に係る目的、方針及び実施方法等</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を実施することにより、障害福祉サービス事業者等の質の向上を図ることができる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議への報告後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。